

入院患者様へ

平成14年4月の「保険医療機関の療養担当規則」の改正により、180日を
超える長期の入院患者様には平成15年4月より入院料の一部を患者様にご負担
頂いておりますが、令和7年3月よりご負担いただく金額は

1日 2,170円となります。

ただし、以下の方は除外されます。

1、厚生労働大臣の定める状態にある方（人工透析を受けている方、人工呼吸を装着している方など）

2、自賠責、労災保険で入院されている方

なお、該当される患者様には予め詳しくご説明させていただきますので
何卒ご了承ください。

令和7年3月1日

真木病院 院長